

公募型プロポーザル方式による「山陽小野田市サポート寄附受発注等支援業務」受託業者の選定実施要領

1 趣旨

この要領は、サポート寄附（ふるさと納税としての寄附をいう。以下同じ。）に係る業務の効率化を図るとともに、更なるサポート寄附額増加の実現に向けて、山陽小野田市サポート寄附受発注等支援業務（以下「本業務」という。）の受託者を公募型プロポーザル方式により選定することについて、山陽小野田市プロポーザル方式等の実施に関するガイドライン（平成18年9月4日制定。以下「ガイドライン」という。）の規定に基づき具体的な実施方法について必要な事項を定めるものとする。

2 委託業務の概要

(1) 業務名

山陽小野田市サポート寄附受発注等支援業務

(2) 業務内容

返礼品の事務処理業務及び寄附額増加に向けた返礼品開発業務等を事業者へ委託する。詳細については「山陽小野田市サポート寄附受発注等支援業務委託仕様書」のとおり。

(3) 契約期間

契約締結日（令和6年1月中旬を予定）から令和9年3月31日まで

(4) 委託料の上限額

サポート寄附額の6%に消費税及び地方消費税を加えた額

※返礼品の調達費用及び配送費用、山陽小野田市（以下「本市」という。）が利用する各ポータルサイトの手数料、クレジットカード等の決済手数料は含まない。

なお、過去3年度のサポート寄附の実績は、次のとおり。

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
件数	7,285	5,398	8,078
金額（千円）	164,687	118,637	124,964

(5) 予算措置の状況

2 款 総務費 1 項 総務管理費 10 目 地域振興費

2 細目 ふるさと山陽小野田応援事業費

ふるさと山陽小野田応援事業費（臨時）

1 2 節 委託料 サポート寄附業務委託料

予算額 サポート寄附額の 6% に消費税及び地方消費税を加えた額

※令和 5 年度は、0 円（令和 6 年 4 月 1 日から運用開始）

※令和 8 年度までの債務負担行為を設定済み

(6) 委託者

山陽小野田市

山陽小野田市長 藤田 剛二

(7) 担当課

山陽小野田市協創部シティセールス課（市役所本館 2 階）

担当者 田中、井上

〒756-8601 山陽小野田市日の出一丁目 1 番 1 号

Tel : 0836-82-1241（直通） Fax : 0836-83-2604（代表）

E-mail : citysales@city.sanyo-onoda.lg.jp

3 公募型プロポーザル方式を採用する理由と期待される効果

ふるさと納税のルールが厳格化され、返礼品として取り扱える製品が限定されていく中、更なる寄附額の増加のためには、新規返礼品の開拓及び開発はもとより、数ある返礼品の中から、寄附者の興味を引くためのサイトの作りこみなど、専門的な技術と知見が必要不可欠である。

また、ふるさと納税制度に精通した者と行政が各事業所に訪問し、返礼品へのアドバイスやディスカッションを行うことで、寄附額を多く集める返礼品を開拓及び開発していくことが非常に重要と考えており、これまで以上に事業所とのつながりが欠かせなくなっている。

これらの業務を遂行するためには、相応の専門性と創意工夫が求められることから、本市は委託金額のみならず、相応の専門性や創意工夫、業務遂行能力等、業者の総合的能力を審査し、本市にとって最も良い契約の相手方を

選定する必要がある。

こうしたことから、本業務は、ガイドライン3対象業務の(4)その他プロポーザル方式等により執行することが適当と認められる業務に該当する。

また、サポート寄附の業務委託については、実績のある業者から幅広く提案を求めることが有益であることから、業務内容等をあらかじめ公示した上で提案者を募り、その中から最も適切と認められる契約の相手方を特定する「公募型プロポーザル方式」を採用することで、本業務を適切かつ効果的に遂行することができるものと期待される。

4 選定方法

公募型プロポーザル方式

5 参加資格

本業務に係る公募型プロポーザル方式に参加しようとする者（以下「参加希望業者」という。）は、次の全ての要件を満たしている者であること。なお、契約締結時において再度要件確認を行うこととする。

- (1) 参加表明書提出時において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 参加表明書提出時において、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続又は会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算の開始の申立てを受けていないこと、若しくは自ら申立てを行っていないこと、又はこれらの手続を行っていないこと。
- (3) 参加表明書提出時において、本市から指名停止の措置を受けていないこと、又は受けることが明らかでないこと。
- (4) 参加希望業者が法人、団体等であるときは、そのものに係る本市の市税及びその代表者に係る本市の市税に滞納がないこと。参加希望業者が個人であるときは、その者に係る本市の市税に滞納がないこと。
- (5) 山陽小野田市暴力団排除条例（平成23年山陽小野田市条例第18号）

第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員でないこと。

6 選定委員会について

別に定める「山陽小野田市サポート寄附受発注等支援業務受託業者選定委員会設置要綱」のとおり。

7 対象業務のスケジュール及び事務手続

(1) 対象業務のスケジュール

契約締結 令和6年1月中旬予定

準備期間 契約締結から運用開始まで

運用開始日 令和6年4月1日～

なお、スケジュールは協議により変更することがある。

(2) 事務手続

ア 質問について

本業務に関し質問がある参加希望業者は、令和5年11月16日（木）午後5時までに、FAX又は電子メールにより質問書（様式第1号）を用いて行うものとする。その際、必ず2(7)の担当課に電話し、質問書が届いていることを確認すること。

これに対する回答は、令和5年11月21日（火）までにホームページにおいて公開するものとする。

イ 参加表明書等の提出について

参加希望業者は、令和5年11月24日（金）午後5時までに、9で定めるところにより参加表明書等を提出するものとする。

ウ 参加表明書等の審査について

参加希望事業者が5業者を超えるときは、11(1)で定めるところにより審査を受けるものとする。

エ 企画提案書等の提出について

参加希望業者は、令和5年12月25日（月）午後5時までに、10で定めるところにより企画提案書等を提出するものとする。

オ 企画提案書等の審査について

参加希望業者は、11(2)で定めるところにより審査を受けるものとする。

8 交付資料

- (1) 公募型プロポーザル方式による「山陽小野田市サポート寄附受発注等支援業務」受託業者の選定実施要領（※この書類）
- (2) 山陽小野田市サポート寄附受発注等支援業務委託仕様書
- (3) 以下の様式第1号～様式第8号
 - ・ 質問書（様式第1号）
 - ・ 参加表明書（様式第2号）
 - ・ 市税に係る調査同意書（様式第3号）
 - ・ 業務実績調書（様式第4号）
 - ・ 共同事業体結成協定書兼委任状（様式第5号）
 - ・ 共同事業体連絡先一覧（様式第6号）
 - ・ 業務実施体制調書（様式第7号）
 - ・ 見積書（様式第8号）

9 参加表明書等の提出について

(1) 提出期間

令和5年11月9日（木）から令和5年11月24日（金） 午後5時まで（必着）

(2) 提出書類とその記載要領

ア 参加表明書（様式第2号）

住所、商号又は名称、代表者職氏名及び担当部署連絡先を記入すること。

イ 市税に係る調査同意書（様式第3号）

所在地、商号又は名称、代表者職氏名、住所、生年月日を記入し、代表者印を押印すること。

ウ 業務実績調書（様式第4号）

- ・業務実績調書（連携可能ポータルサイト調書）（様式第4号）
実績については、提出時点の受託自治体数を記入すること。
- ・寄附額増加に資する業務実績（様式任意）
現在までの返礼品開発及び返礼品事業者の開拓等、寄附額増加に資する業務実績を記載すること。

エ 共同事業体結成協定書兼委任状（様式第5号）

オ 共同事業体連絡先一覧（様式第6号）

※エ及びオは共同事業体の場合のみ提出すること。また、その場合、イについては構成する全ての団体が提出すること。共同事業体の構成団体が3者を超える場合は、エ及びオを複写して使用すること。

カ 業務実施体制調書（様式第7号）

総括責任者1名を定め、本業務に従事予定の全員について、その所属、役職、これまでに従事した業務・経験年数・資格、担当する業務内容及び本市との契約期間内における兼務する業務の数を記入すること。

なお、企画提案書等の提出時点又は業務開始時点で、提案内容や事情により担当者が変更になっても差し支えない。ただし、総括責任者については原則、変更を認めない。

キ 団体の概要等を示す書類

- ・団体概要書（様式任意、パンフレット等でも可）
 - ・定款
 - ・登記簿謄本又は登記事項証明書（履歴事項全部証明書をいう。提出日前3か月以内に発行されたもの。複写可）
 - ・直前1事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（複写可）
- ※共同事業体の場合は構成する全ての団体について提出すること。

(3) 提出部数

9(2)ア、イ、エ、オは正本1部

9(2)ウ、カ、キは正本1部、副本9部（複写可）計10部

※ただし、団体の概要等を示す書類のうち、団体概要書を除く書類は正本1部のみを提出すること。

(4) 提出場所

2(7)の担当課

(5) 提出方法

提出期間内に必ず担当課に郵送し、又は持参すること。

なお、郵送により提出する場合は、事前に担当課へ電話連絡の上、簡易書留とし、封筒の表面に「サポート寄附受発注等支援業務参加表明書等在中」と朱書きの上、提出期間内に必着のこと。

10 企画提案書等の提出について

(1) 提出期間

令和5年11月9日(木)から令和5年12月25日(月)午後5時まで(必着)

(2) 提出書類とその記載要領

ア 企画提案書(様式任意)

2(2)の業務内容について、具体的な提案を詳細に記載すること。

書類の大きさは原則としてA4判とし、これにより見づらくなる場合にはA3判を折りたたんで使用することができる。

イ 見積書(様式第8号)

住所、商号又は名称、代表者、担当部署連絡先及び価格欄の「サポート寄附額の %に消費税及び地方消費税を加えた額」に寄附額に対する割合を記入すること。

なお、価格は、委託料の上限額を越えないこと。

(3) 提出部数

正本1部、副本9部(複写可) 合計10部

(4) 提出場所

2(7)の担当課

(5) 提出方法

提出期間内に必ず担当課に郵送し、又は持参すること。

なお、郵送により提出する場合は、事前に担当課へ電話連絡の上、簡易書留とし、封筒の表面に「サポート寄附受発注等支援業務企画提案書等在

中」と朱書きの上、提出期間内に必着のこと。

1.1 受託候補者の選定

(1) 一次審査（書類選考）

参加希望業者から提出された9(2)に掲げる書類を審査し、5業者程度を選考する。

(2) 二次審査（プレゼンテーション）

ア 日時 令和6年1月10日（水）（予定）において、別途調整の上決定した時間

イ 場所 山陽小野田市役所

ウ 業者からの出席人数 3人以内

エ 内容 提出された企画提案書等に基づくプレゼンテーション

オ 時間配分 時間は準備5分、説明20分、質疑応答15分及び片付け5分を目安とする。

カ 順番 プレゼンテーションの順番は企画提案書の受付順とする。

カ その他 プレゼンテーションに必要なパソコン等は参加希望業者において用意すること。（プロジェクター、スクリーン及び電源は本市において用意する。）

(3) 選定方法

ア 一次審査（書類選考）

提出を受けた参加表明書等の内容を審査基準に基づき、書類選考し、高得点者上位5業者程度を一次審査通過者に決定する。

イ 二次審査（プレゼンテーション）

本市が設置した山陽小野田市サポート寄附受発注等支援業務受託業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が提出を受けた参加表明書等及び企画提案書等を参考にして、参加希望業者からプレゼンテーションを受けた後、業務提案の内容を審査基準に基づき、総合的に審査・評価する。最高得点者を本業務の受託候補者として選定するが、選定委員の得点の平均が、50点以上であることを条件とする。また、この者が、地方自治法施行令第167条の4第1項又は第2項に規定する者に該当することとな

った場合又は本市から指名停止の措置を受けることとなった場合は、次点の者を受託候補者として選定する。

(4) 審査基準

ア 一次審査（書類選考）

参加表明書等の内容を審査基準に基づき採点し、書類選考する。

項番	区分	細番	項目	配点
1	業務受託実績	1	類似事業の実績は十分であるか。	10
2	業務実施体制	1	業務を行うに足るスタッフが配置されているか。	15
		2	スタッフが同一期間に兼務する業務数が過剰でないか。	
		3	本業務を行う主たる事業所の所在地	

イ 二次審査（プレゼンテーション）

選定委員会は、企画提案書等の内容に重点を置き、次の審査基準に基づいて審査する。得点は75点満点とし、これに一次審査の得点を加算した点数を選定委員の最終得点とする。

項番	区分	細番	項目	配点
3	企画提案内容	1	本市が利用する各ポータルサイト掲載内容の変更が必要となった場合に速やかに対応できるか。	70
		2	提案する寄附管理システムは、寄附者情報を確実に取り込み、本市が必要とする情報の閲覧が可能なシステムとなっているか。	
		3	返礼品を確実に発注し、配送できるか。またその方法について、寄附者や返礼品事業者の環境や要望に応じて柔軟に選択できるか。	
		4	返礼品事業者への代金の支払が適正かつ確実に遂行できるか。	

		5	寄附者からの問い合わせに対し、適切な対応ができるか。	
		6	返礼品への関心を高めることに資する提案ができているか。	
		7	定期的な事業者への訪問体制が構築されており、返礼品の開発及び返礼品事業者の開拓について、具体的な提案ができているか。	
		8	プレゼンテーションの説明が明確なものとなっているか。また、熱意が感じられるか。	
4	見積金額	1	価格面での優位性	5
			合計	100

(5) 失格事項

次のいずれかに該当したときは、失格となる場合がある。

- ア 参加表明書等及び企画提案書等の提出期間、提出部数及び提出方法に適合していない場合
- イ 本要領に規定する参加表明書等及び企画提案書等の記載要領として示された条件に適合していない場合
- ウ 提出書類の内容に虚偽の記載をした場合
- エ 参加表明書等及び企画提案書等に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- オ 参加表明書等及び企画提案書等に記載すべき事項以外の事項が記載されている場合
- カ プロポーザルに関してプロポーザル審査委員と接触を図った場合（ただし、本市が指定した場合を除く。）
- キ プレゼンテーションに出席しなかった場合（指定された時間に遅れた場合を含む。）
- ク 審査の公平性を害する行為をした場合
- ケ 前各号に掲げるもののほか、本要領に違反していると認められる場合

1 2 審査結果の通知

(1) 一次審査（書類選考）

審査結果は、令和5年11月30日（金）（予定）に全ての参加希望者（共同事業体の場合は代表団体）に書面で通知する。なお、審査結果については、一切の異議申し立てを認めない。

(2) 二次審査（プレゼンテーション）

審査結果は、全ての提案者（共同事業体の場合は代表団体）にプロポーザル審査結果通知書（様式第9号）で通知する。なお、審査結果については、一切の異議申し立てを認めないが、選定に至らなかった者は、その理由について次のとおり書面（様式任意）により審査委員長に対し説明を求めることができる。

ア 提出期限 書面通知後7日以内

イ 提出場所 2(7)の担当課

説明を求めた者に対しては、アの提出期限から10日後付けで、書面により回答する。

1 3 契約

(1) 本市と受託候補者とで事業内容の詳細な協議を行い、内部手続きの後、正式な受託者として決定したときは、契約を締結する。この場合において、当該契約の金額は、見積価格と同額とするとは限らない。

(2) 契約の締結に当たっては、山陽小野田市財務規則第106条第6号の規定により、契約保証金の納付を免除する。

(3) 委託料は、毎月の業務完了後、本市の検査を経て受託者の請求に基づき支払うものとする。

1 4 プロポーザル実施スケジュール

項 目	日 程
選定実施要領（※この書類）の配布	令和5年11月9日（木）
質問書の提出期限	令和5年11月16日（木）

質問書の回答日	令和5年11月21日（火）
参加表明書等の提出期限	令和5年11月24日（金）
一次審査（書類選考）結果報告	令和5年11月30日（木）
企画提案書等の提出期限	令和5年12月25日（月）
二次審査（プレゼンテーション）	令和6年1月10日（水）（予定）
受託候補者の選定、審査結果の通知、 契約締結及び審査結果の公表	令和6年1月中旬（予定）

※提出期限日の締切時間は、いずれも午後5時までとする。

1.5 その他

- (1) 提出する書類等は、1参加希望業者につき1案とする。同一企業の本社、支社等による重複の申込みは認めない。
- (2) 参加表明書等及び企画提案書等の提出書類の提出後の内容の変更若しくは追加又は再提出は認めない。
- (3) プロポーザルに係る書類作成その他一切の費用は、参加希望業者の負担とする。
- (4) 審査委員会は非公開とし、審査の結果は原則として公表する。
- (5) 提出された書類、資料等は、返却しない。

1.6 問合せ先

2(7)の担当課